

## 長浜市空家等管理活用支援法人指定方針

### 1 趣旨

この指定方針は、長浜市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定を行う際の方針を定めるものとする。なお、本方針は、指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

### 2 支援法人に求める業務内容

法 24 条に掲げる業務のうち、支援法人に求める業務内容は次のとおりとします。

- ① 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- ② 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- ③ 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

### 3 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議を行うこと。

#### 【担当】

〒526-8501

長浜市八幡東町 632 番地

長浜市 都市建設部 住宅課 住まい政策係

TEL : 0749-65-6533